

労働者派遣法に基づく情報提供（期間： 2023年4月1日～2024年3月31日）

2024年6月

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第 2 3 条第 5 項の規定に従い労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

【1】派遣料金等の明示（2024年3月31日現在）

事業所名	派遣労働者数	派遣先事業所数	派遣料金の平均額 (1日1人あたり) ①	派遣労働者賃金の平均額 (1日1人8時間あたり) ②	マージン率 ※1 (①-②) ÷ ①
関東事業所	8	1	33,310円	20,823円	37.5%
東北事業所	20	2	23,342円	14,733円	36.9%
関西事業所	6	2	28,901円	18,837円	34.8%
九州事業所	20	3	27,453円	16,978円	38.2%
全事業所平均	合計 54 名	合計 8 事業所	26,959円	16,923円	37.2%

※1：マージン率には右の項目が含まれていません。

・ 社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）

・ 福利厚生費 ・ 教育研修費 ・ 会社運営費 ・ 営業利益

【2】法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

■ 労使協定締結の有無

・ 労使協定締結；無し

範囲：派遣先へ就業する全ての派遣労働者

【以上】